別表第六㈡の表中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改め、同表の備考２㈣を次のように改める。

㈣　「源泉徴収税額」の項には、次に掲げる税額を記載し、当該税額のうちに源泉徴収票を作成する日においてまだ法第203条の２の規定により徴収していない税額があるときは、当該徴収していない税額を内書すること。

㈠　所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）附則第10条第３項の規定の適用がある場合　法第203条の２の規定により徴収される税額から同項に規定する超過額に相当する金額を控除した金額

㈡　㈠に掲げる場合以外の場合　法第203条の２の規定により徴収される税額

別表第六㈢の表の備考２㈦中「控除対象扶養親族の数」を「源泉控除対象親族の数」に改め、同表の備考２㈦ヘ中「特定扶養親族」の次に「及び法第84条の２第１項に規定する特定親族㈠において「特定親族」という。）」を加え、同表の備考２㈦ニ中「又は老人扶養親族」を「及び老人扶養親族並びに特定親族」に、「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改め、同表の備考２㈨及び㈩中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改める。

別表第七㈠の表の備考２(1)、別表第七㈡の表の備考２(1)、別表第八㈠の表の備考２(1)、別表第八㈡の表の備考２(1)、別表第八㈢の表の備考２(1)、別表第九㈠の表の備考２(1)及び別表第九㈡の表の備考２(1)中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条第二項の改正規定、第四十七条の改正規定（同条第三項第十五号に係る部分及び同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十三号の次に一号を加える部分を除く。）、第四十七条の二第七項の改正規定、同条第八項の改正規定、同条第九項の改正規定、第四十八条第二項の改正規定、第七十三条第一項第五号の改正規定（「又は第五項」を「から第六項まで」に改める部分に限る。）、第七十四条の五の改正規定、同条を第七十四条の七とし、第七十四条の四の次に二条を加える改正規定、第七十六条の二第四項の改正規定、第七十七条の四第一項第五号の改正規定（「又は第五項」を「から第六項まで」に改める部分に限る。）、第九十三条第一項の改正規定、別表第六㈠の表の備考２(4)の改正規定及び別表第六㈢の表の備考２(4)の改正規定並びに附則第三条、第四条第三項、第六条第二項及び第三項、第七条、第十条第二項、第五項及び第七項並びに第十一条の規定　令和七年十二月一日

二　第一条第一項の改正規定、第四十七条第三項の改正規定（同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十三号の次に一号を加える部分に限る。）、第四十八条第一項第四号の改正規定、第七十三条第一項第三号及び第四号の改正規定（「又は第五項」を「から第六項まで」に改める部分を除く。）、第七十三条の二第二項第二号の改正規定、第七十四条第一項の改正規定、第七十七条の改正規定、第七十七条の四第一項第三号の改正規定、同項第四号の改正規定、同項第五号の改正規定（「又は第五項」を「から第六項まで」に改める部分を除く。）、第九十四条の改正規定、第九十四条の二第一項第七号の改正規定、別表第五㈠の表の備考２(6)イ及びロの改正規定、別表第六㈠の改正規定並びに別表第六㈢の改正規定（同表の備考２(4)に係る部分を除く。）並びに附則第四条第一項及び第二項、第五条、第六条第一項、第八条、第九条並びに第十条第三項及び第四項の規定　令和八年一月一日

三　第九十条の二第一項第二号ニの改正規定　令和八年四月一日

四　第四十七条の二第十四項の改正規定、同項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に一項を加える改正規定、第四十七条の三の改正規定、第四十七条の四の改正規定及び第六十八条の改正規定　令和九年一月一日

五　第四十七条の二第十三項第八号の改正規定及び別表第三㈤の表の備考５の改正規定　医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第　　号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

（減価償却資産の償却の方法に関する経過措置）

第二条　所得税法施行令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百二十号。以下「改正令」という。）附則第七条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　改正令附則第七条第三項に規定する届出書を提出する者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）

二　改正令附則第七条第二項に規定する経過リース期間定額法を採用しようとする年において有する同項に規定する経過リース資産の同条第三項に規定する資産の種類ごとの同条第二項に規定する改定取得価額の合計額

三　その他参考となるべき事項

（確定所得申告書の記載事項に関する経過措置）

第三条　改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）第四十七条第一項、第二項及び第三項（第二十一号に係る部分に限る。）並びに第四十八条第二項の規定は、令和七年十二月一日以後に同年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、同日前に確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和六年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

２　令和七年十二月一日から同年十二月三十一日までの間における新規則第四十七条及び第四十八条の規定の適用については、新規則第四十七条第一項中「基礎並びに」とあるのは「基礎及び」と、「及び第二十四号に掲げる」とあるのは「に掲げる」と、新規則第四十八条第二項中「及び第二十四号に掲げる」とあるのは「に掲げる」とする。